

令和3年1月20日

保護者様

那覇市こども教育保育課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にかかる家庭保育の協力について (依頼)
【第39報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にお取り組みいただき、感謝申し上げます。

沖縄県緊急事態宣言を受け、1月20日～2月7日の期間、市内就学前教育保育施設の対応について検討しました結果、こども園や保育所等は、「保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所」との政府の考えに基づき、改めて、「家庭保育の協力願い」をお願いすることといたしました。

保護者の皆様におかれましては、下記の通りご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、1月20日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

- 1 各家庭での保育が可能な世帯で、可能な日に、ご家庭での保育を行う「家庭保育の協力」をお願いいたします。ご家庭での保育が可能な範囲内（平日に仕事が休みの場合等）で、登園を見合せ、ご協力をお願いいたします。（保育料等の減免措置はありません。）
家庭保育の協力が可能な日が決まりましたら、園にご連絡ください。
- 2 県外から渡航した方との接触による感染や濃厚接触者となることが増えています。
園児及び同居家族が緊急事態宣言の発令された地域（以下当該地域）への渡航した場合は家庭に戻られた日の翌日から2週間、また、当該地域から園児の家庭にて宿泊をした方がいる場合は、宿泊した日の翌日から2週間、登園の自粛をお願いします。（例：1月20日に戻った・宿泊した場合→2月3日まで登園自粛、2月7日に戻った・宿泊した場合→2月21日迄登園自粛）その期間の保育料等は減免措置対象といたします。ただし、自粛期間の同居家族全員が記入する検温シート（様式3）及び渡航者等対象用の健康観察シートを園宛に提出してください。
渡航される場合等は、事前に園までご連絡ください。
- 3 家庭内感染等から園へと感染が増えている現状を受け、家族に発熱症状等がある場合は、園児の登園をお控えください。沖縄県警戒レベル指標が2以上の際、検温シートは家族を含めてのご記入をお願いします。
- 4 各ご家庭におかれましては、県の緊急事態宣言にもあるように、「不要不急の外出の自粛の徹底」をしていただくとともに、これまで同様、感染防止の基本である3密対策、特に、こまめな換気、マスクの着用、丁寧な手洗い等の徹底をお願いいたします。
- 5 家族に感染者が発生した、または、PCR検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに園までご連絡をお願いします。

本件担当
那覇市こども教育保育課
電話：098-861-2113